4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について 条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公 法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市 長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和元年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R1.11.20 (11 月定例会)	職員の給与に関する条例 等の一部改正	特別給 0.05 月分引上げ (支給月数 4.50 月へ) 勤勉手当の支給割合を改定	妥当
R2. 2.19 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の 報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部 改正	非常勤の職員の報酬等に関す る規定の整備等	異議なし
R2. 3. 9 (2月定例会)	教育職員の業務量の適切 な管理その他教育職員の 健康及び福祉の確保を図 るための措置に関する条 例の制定	「公立の義務教育諸学校等の 教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い、国の指針を踏まえ、教育 職員の業務量の適切な管理等 に関し、必要な事項を条例化	異議なし